

東北大学材料科学高等研究所共通利用機器等使用内規

平成27年9月11日

機構長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学材料科学高等研究所（以下「本研究所」という）が利用に供する研究設備及び機器（以下「設備等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第2条 使用の対象となる設備等は、東北大学材料科学高等研究所長（以下「研究所長」という。）が定める。

(使用者の資格)

第3条 設備等を使用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 本研究所に在籍する者
- 二 本研究所の職員と研究上の協力関係を有する本学、他大学及びその他研究機関等の研究者のうち、本研究所の研究強化に資する研究活動を行っている者

(使用責任者)

第4条 設備等を使用しようとする者は、設備等の使用に係る責任者（以下「使用責任者」という。）を定めるものとする。

- 2 使用責任者は本研究所の職員でなければならない。

(使用の申請及び承認)

第5条 設備等を使用しようとする者は、別紙様式により研究所長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 研究所長は、前項の申請があったときは、業務に支障がない場合に限り、許可するものとする。

(使用上の支援)

第6条 設備等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、設備等の使用に当たっては、当該設備等の操作方法の指導等、共通機器ユニットの職員より必要な支援を受けることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に設備等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用の許可の取り消し等)

第8条 研究所長は、使用者がこの内規に違反し、又は設備等の使用に重大な支障を生じさせたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(使用料)

第9条 使用者は、設備等を使用したときは、所定の期日までに使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の額は、別に定める。

3 第1項の規定に関わらず、研究所長が特に認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第10条 本研究所は、設備等の使用によって使用者に生じた損害及び使用者が係わった係争について、使用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により使用した設備等に重大な損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 設備等の使用に当たり、共通機器ユニット職員が使用者より研究上の情報を受け、又は知り得た場合、共通機器ユニット職員はその一切の情報を他に漏らしてはならない。

(知的財産権)

第13条 設備等の使用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱等については、当該発明等の発生の事態を勘案して、使用者の所属する大学または研究機関等と協議の上、決定するものとする。

(事務)

第14条 設備等の使用に関する事務は、事務部及び共通機器ユニットが連携してこれを処理する。

(雑則)

第15条 この内規の定めるものの他、設備等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。